

対象期間を

延長しました！

古河市
若者・子育て世帯

まちなか 住宅取得奨励金



若者・子育て世帯が
居住誘導区域内に
マイホーム取得で

奨励金
50 最大
万円

奨励金の額

■基本額……………10万円

■加算額 *①②の加算はそれぞれ
 該当するものいずれかひとつ

①こがでくらすと加算

古河市の居住歴が

- ・ 5年以上10年未満居住…10万円
- ・ 10年以上……………20万円

②その他加算

- ・ 子育て加算……………最大20万円
- ・ 市内施工業者加算…最大5万円
- ・ 2世帯同居加算……………5万円
- ・ 保留地加算……………5万円

申請

住宅を取得した日または取得した
住宅に住所を定めた日のいずれか
遅い日から6ヶ月以内に申請

フラット35の金利引き下げ

年▲0.5%（当初5年間）

対象者の概要や必要書類は
裏面をご覧ください

◆対象者

下記のリスト全てに当てはまる人
また、他にも条件がありますので、
ホームページで詳細をご確認ください。

1	古河市立地適正化計画で定める居住誘導区域内に <u>令和6年1月1日から令和10年3月31日までに新たに住宅を取得した人</u> （※1）
2	取得した <u>住宅の主たる所有者で、当該住宅を住所地としている人</u>
3	取得した住宅に <u>3年以上定住する意思がある人</u>
4	奨励金申請日に、 <u>本人または配偶者が39歳以下</u> <u>あるいは15歳以下の子どもを養育している人</u>
（※1）住宅の取得日は、注文住宅の場合、建物の登記事項証明書に記載される新築年月日を指し、 建売住宅・マンション（中古含む）は売買契約を締結した日を指します。	

◆ご用意いただくもの

1	取得した <u>住宅に関する契約書の写し</u>
2	取得した <u>住宅の間取り図の写し</u>
3	取得した <u>住宅に関する登記事項証明書</u> の写し（※全部事項証明書）
4	<u>住民票</u> の写し（※世帯全員が記載されたもの）
5	その他加算等に必要な書類



▼居住誘導区域を確認



▼奨励金制度の詳細

